

ショートタイムワークアライアンス
規約

平成 30 年 2 月 1 日制定

ショートタイムワークアライアンス規約

本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」という。）が運営する、ショートタイムワークアライアンス（以下「本アライアンス」という。）に参加する際の条件について定めるものである。

（目的）

第 1 条

本アライアンスは、就労意欲があっても障がいによりその機会を得られなかったすべての方が参加できる新しい雇用システムづくりを目指し、ショートタイムワークの取り組みを拓げていくことを目的とする。

（本アライアンスの構成）

第 2 条

本アライアンスの構成は以下に示す。

構成	役割
産学連携 パートナー	ショートタイムワークアライアンスをソフトバンク株式会社と 共同で研究・推進・サポート・広報を行う
後援	ショートタイムワークアライアンスの後援を行う
実施法人	ショートタイムワークアライアンスに賛同し、ショートタイム スタッフを 1 名以上雇用する。
賛同法人	ショートタイムワークアライアンスに賛同する。

（申し込み）

第 3 条

本アライアンスに参加するもの（以下「会員」という。）は規約に記載した事項について同意し、別紙の申込書を当社へ提出する。なお、参加情報に変更が生じた際は遅滞なく申し出るものとする。

（申し込みの承諾）

第 4 条

本アライアンスへの申し込み承諾の際には当社より連絡を行う。申し込み法人が次に掲げる要件を満たさない時、申し込みの承諾をしない場合がある。

- ・反社会的勢力との関りが無いこと
- ・本規約に違反していないこと

- ・ 当社の業務遂行上支障をきたさないこと

(情報の取り扱い)

第 5 条

当社は、法人の取り組み状況について、以下の場合、法人や個人が特定されない形で開示する。法人や個人が特定される場合には、事前に同意を取るものとする。なお、法人の取り組み状況については、会員の申し込み解除後も、当社は使用を継続するものとする。

- ・ 社内外でのショートタイムワークの実例紹介の際
- ・ メディアからのインタビューの際
- ・ 東京大学の研究への協力の際

(解除条件)

第 6 条

次に掲げる要件にあてはまる場合、参加を解除する。

- ・ 本規約に著しく違反していると当社が判断した場合。
- ・ 参加法人が当社へ解除申請を提出した場合。

(名称の利用について (ショートタイムワーク制度の名前、ロゴ 等))

第 7 条

参加法人はショートタイムワーク制度の名称を利用することが出来る。

(社名の公開)

第 8 条

産学連携パートナー、後援、実施法人および賛同法人は、当社が本アライアンスへの参加について公開することを承諾する。

(情報提供)

第 9 条

本規約に同意した場合、当社より本アライアンスに関わる情報の提供を行う。

(秘密保持)

第 10 条

産学連携パートナー、後援、実施法人、賛同法人および当社は、本取り組みの上で知り得た業務上の情報について、秘密として取り扱う。

(免責)

第 11 条

当社は、会員の承諾を得ることなく、本アライアンスを変更、中止または廃止することができるものとする。なお、当社は、当該措置により、会員およびその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。当社は本アライアンスについて、明示または黙示を問わず、有用性等、何らの保証をするものではない。

(規約の変更)

第 12 条

当社は、変更後の本規約を、当該変更の効力が発生する日以前に、会員へ事前通知を行うことで、本規約を変更できるものとする。なお、当該変更後は、変更後の本規約が適用されるものとする。

以上

発行日

平成 30 年 2 月 1 日

ソフトバンク株式会社人事総務統括 CSR 統括部 CSR 部

最終改定日